

特認校制度化

特認校制度化とは、子どもが住んでいる地域に関わらず、自然豊かな環境に恵まれた小規模校を中心に、特色ある教育を行う学校を希望して選べるようにする仕組みを、市として正式な制度として整えることです。これにより、教育内容や学校の特色を理由にした就学の選択肢が広がり、家庭の希望に応じた学びの場を選びやすくなります。

公益通報者保護制度

公益通報者保護制度とは、職場で法律違反や不正を見つけて通報した人を、解雇・降格・いじめなどの不利益から守る仕組みです。通報先や手続きのルールを定め、安心して不正を知らせられるようにする制度です。

消費者庁の技術的助言(R7.5.22)のポイント

1. 不利益取扱いの禁止の徹底(内部・行政・報道すべて)
2. 公益通報対応業務従事者の指定と秘密保持
3. 内部通報体制の整備(窓口・調査・是正・利益相反排除)
4. 外部労働者からの通報への対応体制の整備
5. 報道機関等への通報者も保護対象であることを強調
6. 自治体自身の制度の点検・見直しを要請
7. 地方自治法 245 条の 4 に基づく技術的助言

公益通報の 1 号・2 号・3 号(現行制度)

公益通報の方法には、3 つの方法が示されている

・1 号通報(内部通報)

通報先:勤務先(事業者)や事業者が定めた内部窓口 内容:不正があると思料すればよい(要件は最も緩い)

・2 号通報(行政機関への通報)

通報先:処分・勧告権限を持つ行政機関(例:消費者庁、厚労省など) 内容:不正があると信じるに足る“相当の理由”
が必要

・3 号通報(報道機関などへの外部通報)

通報先:報道機関・被害拡大防止に必要な者 内容:真実相当性+“特定事由”が必要(最も厳しい)

公益通報者保護法の主な変更点

1. 体制整備義務の強化

応業務従事者の指定義務に、**命令・立入検査・罰則**が新設。 行政機関・地方公共団体も、**従来より厳格な体制整備が必要**となる。

2. 保護対象の拡大

新たに**フリーランス(業務委託契約者)**が保護対象に追加。 委託終了後 1 年以内の者も保護される。

3. 通報妨害・通報者探索の禁止を法律に明記

通報を妨げる行為(誓約書の強要など)は**法律で禁止**。 通報者を特定しようとする行為も**法律で禁止**。

4. 不利益取扱いへの抑止強化

通報後 1 年以内の解雇・懲戒は、**通報を理由としたものと推定**される。 不利益取扱いを行った場合、**個人にも法人にも刑事罰**が科される。

まとめ

令和 7 年改正は、通報者保護を「努力義務」から「実効性のある義務」へ転換した改正であり、自治体の内部通報制度は全面的な見直しが必要となる。 施行日は令和 8 年 12 月 1 日です